平成２８年（フ）第３３２号
大分市大字奥田698番地の５（サンハイツ南小みなみ102）
債務者　加野　吉雄
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今朝丸　貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２６９号
北海道亀田郡七飯町本町２丁目27番21号
債務者　岩本　利典
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２７０号
北海道亀田郡七飯町本町２丁目27番21号
債務者　岩本有希子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第２７５号
函館市松陰町19番２号
債務者　住吉　裕治
1　決定年月日時　平成28年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６９号
千葉県東金市福俵480番地22
債務者　磯貝　繁雄
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第７０号
千葉県東金市福俵480番地22
債務者　磯貝　由紀
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第７１号
千葉県東金市福俵480番地22
債務者　鈴木　一枝
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第３１４号
愛知県岡崎市日名中町４番地３　第２葵ハイツ303
債務者　田内　裕子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
愛知県豊田市平芝町２丁目11番地３　レジデンス矢野103号、前住所愛知県豊田市朝日町７丁目43番地１　松岡店舗２号
債務者　みやこんじょこと　山下　真澄
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９７４号
大阪府枚方市長尾元町１丁目33番１―206号
債務者　冨岡　道孝
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０８５号
大阪府高槻市栄町１丁目12番23―505号
債務者　志村　　實
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１１２号
大阪府東大阪市加納８丁目15番８号
債務者　藪田　清介
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２２６号
大阪府東大阪市森河内東１丁目11番４―206号
債務者　塩見　　歩（旧姓市原）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２７１号
大阪市旭区大宮３丁目８番12号　エステート大宮　301号
債務者　長島　健治
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３６９号
大阪市港区八幡屋３丁目14番３―404号
債務者　尾上みどり（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５０７号
大阪市北区西天満１丁目５番10号　メゾン・ド・マサ　801号室
債務者　尾濱健太郎
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６８６号
大阪市西淀川区花川２丁目19番８―801号
債務者　池上　哲也
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部